

第一章〔総則〕

第1条(名称と所在地)

本クラブは B's golf garden(ビーズゴルフガーデン)と称します。
所在地を〒525-0059 滋賀県草津市野路5丁目18
ビーバーワールド1号館1階に置きます。

第2条(運営・管理)

本クラブの施設は株式会社ビーバーレコード(以下、会社)がその運営・管理にあたります。
クレジットカードの利用明細には「Be-fit light24」「B's golf garden」ではなく、「株式会社ビーバーレコード」と表記されます。

第3条(理念)

本クラブは、会員様の精神的、肉体的健康づくりに貢献することを目的として、会員様に安価で充実したサービスと機能を提供します。

第二章〔会員資格〕

第4条(会員資格条件)

以下の条件を満たす方がご入会いただけます。

- 1) 年齢が15歳以上(中学生を除く)の方
但し、本クラブ・スクールが認めた方を除く
- 2) 本クラブ・スクールの審査基準を満たした方
- 3) 刺青(タトゥー含む)をされていない方
- 4) 本会則及び諸規則を遵守する方
- 5) 当社グループ店舗で強制退会処分を受けていない方
- 6) 妊娠されていない方・医師から運動を禁止されていない方
- 7) 暴力団およびその関係者でない方
- 8) 医師等により運動を制限されておらず、本クラブ利用に支障がないと判断された方

第5条(会員の種類)

個々の会員種別の詳細に関しては、利用規約・パンフレットに定めるものとします。

第6条(入会手続き)

- 1) 原則入会后3ヶ月間は御継続頂きます。

キャンペーン時は6ヶ月間御継続頂きます。但し、B's Golf Schoolは3カ月以上の継続とします。

途中退会の場合は 違約金「割引いた費用の合算」を頂戴します。

- 2) 本クラブに入会を希望する際は、所定の申込手続きを行い、本クラブの承認を得るとともに、会社が定める入会金及び諸費用を支払わなければなりません。

3) クレジットカード登録におけるカード名義人は、ご本人様・ご家族での登録に限ります。

- 4) 本クラブに入会した際は年1回の施設メンテナンス・セキュリティ管理料がかかります。B's Golf gardenは不要です。

(毎年入会月の3ヶ月後5,478円(税込)を1年分として)

- 5) B's Golf Schoolは休会制度があります。休会月は休会事務手数料1,100円が別途掛かります。最長は2カ月間とします。

休会希望月の前月5日までに休会の申し出をフロントで直接手続き下さい。

第7条(入場の禁止)

以下の方の入場を禁止します。

- 1) 本会則および本クラブ・スクールのルールを遵守しない方
- 2) 刺青(タトゥー含む)をされている方
- 3) 暴力団およびその関係者の方

- 4) 医師等により運動を禁じられている方
- 5) 妊娠中の方
- 6) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方
- 7) 飲酒又は酒気を帯びている方
- 8) 他の会員様及びインストラクターに嫌悪感を生じさせたり、迷惑な行為を行う方、その他本クラブ・スクールが不相当と認めた方
- 9) 年齢が15歳未満(中学生不可)の方 但し、本クラブが認めた方を除く
- 10) 他の御客様にご迷惑を掛ける行為をする方

第8条(除名)

当クラブ・スクールは本会則、及び本クラブ・スクール諸ルールを遵守しない方の会員資格を剥奪し、除名することができます。

その際に発生した月会費は支払って頂きます。

第9条(入会金)

入会金・事務手数料はいかなる場合も返還致しかねます。

第10条(会員資格の停止及び強制退会)

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- 1) 3ヶ月以上会費を滞納したとき
※未納会費は提携クレジット会社から請求をいたします。
- 2) 本クラブ・スクールの施設を故意に毀損したとき
- 3) 本会則、その他本クラブ・スクールの定める規則に違反したとき
- 4) 本クラブ・スクールまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- 5) その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
- 6) 会費滞納を含め過去に当社運営クラブ・スクールを除名となったことがある方
- 7) その他円滑な運営に支障をきたす恐れがあると認めた方
- 8) SNS等で他者の同意なく、個人が特定できる情報をアップロードした方
- 9) 本クラブ・スクール内で許可なくパーソナルトレーニング及び勧誘行為、物品販売をされた方
- 10) Be-fit light24他当社店舗退会后、3ヶ月未満での新規入会が発覚した方
- 11) 入会后、過去に当フィットネスグループで強制退会処分を受けたことが発覚した方

第11条(会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失います。

- 1) 退会
- 2) 強制退会
- 3) 死亡
- 4) 本クラブ・スクールの閉鎖

第12条(各種届出)

1) 会員登録情報に変更が発生した際は本クラブ・スクールが別途定める期間までに本クラブ・スクール所定の手続きが必要になります。

尚、電話・ファックス等による受付はできません。

2) 退会・種別変更をご希望の場合は、必ずご本人様がお来店の上、Be-fit light24フロントにてお手続きが必要です。

■退会...当月5日までのお手続きで当月末日の退会。

尚、会費を滞納されている場合は、完納いただいてからの退会手続きになります。

第13条(会員資格の譲渡)

会員資格の譲渡ならびに担保等に供することはできません。

第三章〔会員の権利・義務〕

第14条(会員証)

本クラブ・スクールは会員に対し、会員番号を交付します。また状況により、仮会員をお渡しする場合があります。顔認証入館システムの店舗は会員証の発行をしない場合があります。

第15条(月会費等)

1) 毎月20日に会員種別による月会費の引落処理があります。会員は会費を納入する義務があります。

2) 既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還いたしません。

3) 手続きが完了しない限り、ご利用の有無及びご利用回数に関係なく、会員としての資格は残りますので、諸会費・諸料金・その他費用をお支払いいただきます

未払いの場合、翌月にまとめてご請求致します。

4) 物価高騰等の諸事情により、会費改定をする場合がございます。

第16条(施設利用)

会員は本クラブ・スクールの施設を利用する場合は、会員証またはスマホ画面のQRコードが必要となります。登録なき場合は利用できません。

第17条(会員の事故)

1) 本クラブ・スクール内および駐車場で発生した傷害・盗難、その他事故については会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。

2) 会員が本クラブ・スクールの施設を利用中、人的・物的事故により会員が受けた損害に対し、会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。

3) 本クラブ・スクール内で発生した会員様同士のトラブル・喧嘩等について会社は一切の責任を負いません。

第四章〔その他〕

第18条(ビジター制度の利用)

1) 原則として15歳未満の方(中学生不可)は、ビジター制度の利用ができません。

2) ビジター制度は会社が別に定める施設利用料金を支払うものとします。体験等で利用する場合も上記規約に則り利用して下さい。

第19条(施設の閉鎖)

本クラブは、次の場合クラブ諸施設の全部または、一部を閉鎖することができます。

1) 気象・災害・その他により開場が不可能と認められたとき施設の改造または補修のとき

2) 行政指導・法令の制定改廃などによるとき

3) 経営上重大な理由のとき

第20条(その他)

本会則に定めない事項については会社がこれを定めるものとします。

第21条(改正)

本会則・会費・ご利用案内の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

第22条(附則)

本規則は2021年11月9日より施行いたします。

第23条

18歳未満の方は、本会員登録をする際に保護者の同伴、又は同意書が必要となります。

第24条

WEB登録完了致しますと、クレジットカードでの会費のお支払いが始まります。

B's Golf Garden